議案第６号　定款改正について

公益社団法人北海道社会福祉士会定款の変更案

１　変更趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第３７号）及び、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令（令和元年厚生労働省令第４６号）が、２０１９年６月１４日、同年９月１３日にそれぞれ公布され、これら法律及び省令の規定により社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）の改正が同年１２月１４日に施行されたことに伴い、下記のとおり見直しされている。

１　社会福祉士及び介護福祉士の欠格事由の見直し（法第３条並びに規則第１条の２及び第１５条関係）

法第３条に定める社会福祉士及び介護福祉士の欠格事由について、同条第１号を「成年被後見人又は被保佐人」から「心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」に改め、同号の厚生労働省令で定める者は、「精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とすること。また、上記に伴い、所定の様式を改正すること。

また、法第３条第１号に心身の故障がある者に対する個別的・実質的な審査によって適格性を判断する規定を設けたことに伴い、同条各号で定める欠格事由等に該当する場合の届出義務者について、整理を行うもの。

本会定款においても、欠格条項として第１０条第１項第１号に「後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。」と規定されているため、定款変更を行うものである。

２　変更内容

本会定款を次のように変更する。

第１０条第１項中第１号を次のように改める。

（１）　心身の故障により社会福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

３　その他

公益社団法人日本社会福祉士会において、2021 年 3 月 20 日に臨時総会が開催され、同内容の定款変更を行っている。